

別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(脱炭素先行地域づくり事業)

1. 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体（同一の脱炭素先行地域において民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年7月23日 環地域事発第2407231号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該事業を含む。）の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク 2. アを実施すること。ただし、同一の脱炭素先行地域における民間裨益型自営線マイクログリッド等事業において再エネ設備整備を行う場合はこの限りでない。なお、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合はこの限りではない。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること。ただし、令和6年度中に策定又は改定する場合については、この限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。

(テ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、ソー
 エネレーション等

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	【共通】 a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 【高効率空調機器：b を満たすこと】 b 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【高効率照明機器：d を満たすこと】 d 調光制御機能を有する LED に限る。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の LED 照明、再エネ一体型屋外 LED 照明の場合はこの限りではない。）